

広島県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年六月十六日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八二号	ら 神石郡神石高原町油木字有元乙二五〇八番四地先か で 神石郡神石高原町油木字有元乙六六〇四番一地先ま	令和四年六月二日